



# 選挙

## 選挙について



### 選挙権・被選挙権

選挙の種類	選挙権(投票する権利)	被選挙権(公職につくための権利)
鶴ヶ島市長選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上鶴ヶ島市内に住所を有する人	日本国民で満25歳以上の人
鶴ヶ島市議会議員選挙		市議会議員の選挙権を有する人で、満25歳以上の人
埼玉県知事選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上埼玉県内の同一市町村に住所を有する人	日本国民で満30歳以上の人
埼玉県議会議員選挙		県議会議員の選挙権を有する人で、満25歳以上の人
衆議院議員選挙	満18歳以上の日本国民	日本国民で満25歳以上の人
参議院議員選挙		日本国民で満30歳以上の人

### 選挙人名簿

選挙人名簿は、選挙権のある方をあらかじめ登録しておき、投票の際はこの名簿と照合して選挙の公正を図るものです。

選挙権のある方でも、この選挙人名簿に登録されていないと、投票することができません。

#### 被登録者資格

満18歳以上の日本国民で、鶴ヶ島市に転入の届出をしてから3か月以上、住民基本台帳に登録されている有権者の方

### いろいろな投票方法

投票は選挙の当日、投票所で投票するのが原則ですが、例外として次のような投票方法があります。

#### ●期日前投票

仕事、旅行などの事情により投票日に投票所へ行けない方や、病気、出産などで入院予定の方は、投票日前(選挙期日の公示日または告示日の翌日から投票日前日まで)に期日前投票ができます。

#### ●不在者投票

##### ●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方で表1または表2のような障害のある方(○印の該当者)または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方(事前に市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている方に限る。)は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。

また、郵便等による不在者投票をすることができる方で、かつ、表3または表4のような障害のある方(○印の該当者)は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た方(選挙権を有する方に限る。)に投票に関する記載をさせることができます。

●表1…身体障害者手帳

障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

●表2…戦傷病者手帳

障害名	障害の程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

●表3…身体障害者手帳

障害名	障害の程度
	1級
上肢、視覚の障害	○

●表4…戦傷病者手帳

障害名	障害の程度		
	特別項症	第1項症	第2項症
上肢、視覚の障害	○	○	○



### ・出張時などの不在者投票

国内での出張などで、投票日に投票所へ行けない方は、最寄りの選挙管理委員会で投票することができます。この場合、市選挙管理委員会に直接持参、郵便またはマイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンラインで、不在者投票宣誓書兼請求書により、投票用紙などを請求してください（FAXや電子メールでの請求はできません）。

### ・病気などで入院中の投票

都道府県の選挙管理委員会に指定されている病院や老人ホームなどに入院中（入所中）の方は、その施設内で投票することができます。

市内の指定施設は次の5施設です。

鶴ヶ島池ノ台病院	鶴ヶ島市脚折1440-2
関越病院	鶴ヶ島市脚折145-1
特別養護老人ホーム「清光苑」	鶴ヶ島市三ツ木855-1
介護老人保健施設「鶴ヶ島ケアホーム」	鶴ヶ島市脚折1877
特別養護老人ホーム「みどりの風鶴ヶ島」	鶴ヶ島市上広谷543-1

### ・在外投票

国外に転出された方も、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙については、国外にいたまま投票できる制度（在外投票制度）があります。

## ▶ 寄附行為の禁止

政治家（候補者および候補者になるようとする者を含む。）が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんを問わず、禁止されています。また、政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも、禁止されています。

寄附は現金に限らず、お中元、お歳暮やお年賀、お祭りや各種イベントへの飲食物の差し入れ、慶弔時の花輪なども含まれます。

寄付禁止のルール

みんなで守ろう「三ない運動」

政治家は有権者に寄附を贈らない！

有権者は政治家に寄附を求めない！

政治家から有権者への寄附は受け取らない！

